

少子化社会対策大綱の推進に関する検討会（第3回）

厚生労働省 説明資料

令和3年11月5日

男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

「新子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備

「新・放課後子ども総合プラン」の実施

育児休業、経営者・管理職の意識行動変革や事業主の取組を促す仕組み

「新子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備

<これまでの取組>

「待機児童解消加速化プラン」（平成25～29年度の5か年計画）及び「子育て安心プラン」（平成30～令和2年度の3か年計画）に基づき、保育の受け皿整備を推進。

【保育の受け皿拡大量（実績）】

- ・ 「待機児童解消加速化プラン」の5年間の合計は、政府目標50万人分に対して、**約53.5万人分**。
- ・ 「子育て安心プラン」の3年間の合計は、政府目標32万人分に対して、足元の待機児童がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等もあり、**約26万人分**。
企業主導型保育事業の子育て安心プランの前倒し分（9,703人）を含む。

令和2年12月に、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性就業率（25～44歳）の上昇（政府目標 82%（令和7年））に対応するため、**「新子育て安心プラン」（令和3～6年度の4か年）を策定**。

令和3年度から令和6年度末までの**4年間で約14万人分の受け皿**を確保することとしている。

<現状・進捗状況>（令和3年4月1日時点）

待機児童数について

- ・ 令和3年4月時点の待機児童数は**5,634人**（対前年 6,805人）。
待機児童数調査開始以来、最少となる調査結果。
待機児童の減少要因については、保育の受け皿拡大によるほか、新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控えも一因として考えられる（調査開始以来、保育の申込者数が初めて減少）。

<数値目標等の進捗状況>

受け皿拡大量

14万人分新子育て安心プランの目標（令和3～6年度の4年間）

令和3年4月に実施した自治体への調査において、直近の保育ニーズなどを踏まえた今後4年間の受け皿拡大量の見込みは約14.2万人となっている。

待機児童数

できるだけ早く解消新子育て安心プランの目標）

<今後の課題と取組方針>

女性就業率の推移について

- ・ 女性就業率は年々上昇していたが、令和2年は減少。
- ・ 一方、令和3年は現時点で再び上昇傾向が見られる。保育の申込者数は女性就業率と相関関係が見られることから、今後申込者数も再び増加する可能性があり、注視が必要。

今後の取組方針

- ・ 新型コロナウイルス感染症の終息後も見据え、令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、できるだけ早い待機児童の解消に向けた取組を進めて行く。

「新子育て安心プラン」における支援のポイント

地域の特性に応じた支援

保育ニーズが増加している自治体には、保育の受け皿の更なる整備を促す。待機児童がわずかとなっている自治体には、マッチング支援を促進する。

魅力向上を通じた保育士の確保

必要な保育人材を確保できるよう、保育補助者や短時間勤務の保育士の活用促進を支援する。

地域のあらゆる子育て支援の活用

幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育や小規模保育の推進、ベビーシッターの活用など、地域のあらゆる子育て資源を活用する。

新型コロナウイルス感染症対策については、保育所の職員が新型コロナウイルス感染対策の徹底を図りながら、保育を継続するために必要な備品購入などの経費について、累次の補正予算により補助。

<関連するデータ>

女性就業率

67.7%（H24） 77.7%（R1） 77.4%（R2）

保育の申込者数

228.9万人（H25） 284.2万人（R2） 282.8万人（R3）

保育の受け皿量

:240.9万人（H25） 313.5万人（R2） 319.5万人（R3）

新子育て安心プランの概要

令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考)平成31年 77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標 82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標 5年間で約7万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標 3年間で約2万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標 4年間で約14万人)

令和6年度末

新子育て安心プランにおける支援のポイント

地域の特性に応じた支援

保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

人口減少地域の保育の在り方の検討

魅力向上を通じた保育士の確保

- (例)
- ・**保育補助者の活躍促進**(「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
 - ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
 - ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

地域のあらゆる子育て資源の活用

- (例)
- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育**(施設改修等の補助を新設)や**小規模保育**(待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し 6人増しまで可とする))の**推進**
 - ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
 - ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充**(1日1枚 1日2枚)
 - ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

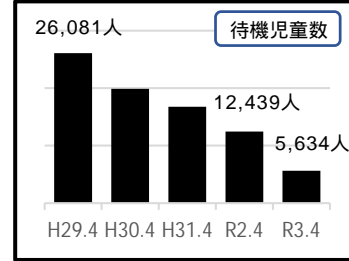
令和3年4月の待機児童数調査のポイント

令和3年8月27日
公表(一部更新)

待機児童の状況

待機児童数 5,634人 (対前年 6,805人) { 調査開始以来、**3年連続で最少** }

- ・ **8割超**の市区町村(1,429)で待機児童を解消
- ・ 待機児童数が**50人以上**の自治体は**20自治体**まで減少。

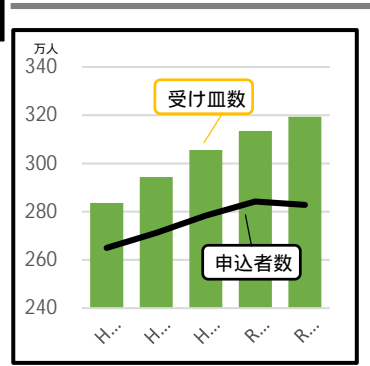


待機児童数別の自治体数の内訳

| | 0人 | 1~49人 | 50~99人 | 100人以上 |
|------|----------------|--------------|------------|-----------|
| R3年度 | 1,429 82.1% | 292 16.8% | 16 0.9% | 4 0.2% |
| 対前年 | 88 | 33 | 37 | 18 |
| R2年度 | 1,341 | 325 | 53 | 22 |

待機児童数の減少要因

令和3年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、
 ・ **保育の受け皿拡大**に加え、
 ・ **新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控え**が考えられる。



女性就業率の推移

- ・ **令和2年は減少**しているが、
 - ・ **令和3年は再び上昇**
- 今後、**保育ニーズ(申込者数)も再び増加**する可能性があり、注視が必要。

就業率の対前年増減ポイント

| | 女性・25~34歳 | | | 女性・35~44歳 | | |
|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| | R1 | R2 | R3 | R1 | R2 | R3 |
| 1月 | 0.5 | 0.8 | 1.7 | 0.9 | 0.8 | 0.1 |
| 2月 | 1.0 | 1.4 | 0.1 | 1.4 | 0.1 | 0.3 |
| 3月 | 0.6 | 1.7 | 0.4 | 0.6 | 0.5 | 0.5 |
| 4月 | 0.6 | 1.0 | 1.4 | 0.4 | 1.7 | 1.8 |
| 5月 | 0.6 | 1.3 | 0.8 | 0.1 | 1.2 | 1.2 |
| 6月 | 1.5 | 0.2 | 2.2 | 2.4 | 2.0 | 0.5 |
| 7月 | 1.6 | 2.2 | 4.3 | 1.2 | 1.5 | 1.2 |
| 8月 | 2.1 | 2.1 | 3.9 | 1.0 | 1.4 | 1.8 |
| 9月 | 1.3 | 2.4 | | 1.5 | 0.5 | |
| 10月 | 1.3 | 0.9 | | 1.8 | 0.7 | |
| 11月 | 1.1 | 2.5 | | 2.1 | 0.6 | |
| 12月 | 1.9 | 0.8 | | 1.2 | 0.3 | |

なお、子育て安心プラン(目標 H30-R2の間で32万人分)の受け皿拡大量(実績)は、足元の待機児童数がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等から、結果的に約26万人分となっている。

今後の取組方針

新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。

各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。

その際、待機児童がわずかとなっている自治体が多くなっていることや、人口減少が進む地域等を踏まえ、**マッチング支援の促進**を図るとともに、**幼稚園の空きスペース**などあらゆる子育て資源を活用する。

令和3年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(見込み)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|
| 受け皿拡大量 | 8.2万人 | 3.0万人 |

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|
| 受け皿拡大量 | 1.9万人 | 1.1万人 |

| 4か年合計 |
|--------|
| 14.2万人 |

| 新プラン目標 |
|--------|
| 約14万人 |

2021(令和3)年4月1日時点の待機児童数について

2021(令和3)年4月1日時点の待機児童数は**5,634人**(対前年 **6,805人**)。

待機児童数調査開始以来、**3年連続で最少**となる調査結果。

2017(平成29)年の26,081人から**4年間で**20,447人減少し、**約5分の1に**。

2020(令和2年)10月1日時点の待機児童数は27,814人(対前年 16,008人)。

| | 待機児童数 | | | | |
|-----------------------|---------|-----|--------|---------|---------|
| | 4月1日時点 | 増減数 | | 10月1日時点 | 増減数 |
| | | | | | |
| 2013(平成25)年 | 22,741人 | | 2,084人 | 44,118人 | 2,009人 |
| 2014(平成26)年 | 21,371人 | | 1,370人 | 43,184人 | 934人 |
| 2015(平成27)年 | 23,167人 | | 1,796人 | 45,315人 | 2,131人 |
| 2016(平成28)年 | 23,553人 | | 386人 | 47,738人 | 2,423人 |
| 2017(平成29)年 | 26,081人 | | 2,528人 | 55,433人 | 7,695人 |
| 2018(平成30)年 | 19,895人 | | 6,186人 | 47,198人 | 8,235人 |
| 2019(平成31)年 (令和元年) | 16,772人 | | 3,123人 | 43,822人 | 3,376人 |
| 2020(令和2)年 | 12,439人 | | 4,333人 | 27,814人 | 16,008人 |
| 2021(令和3)年 | 5,634人 | | 6,805人 | - | - |

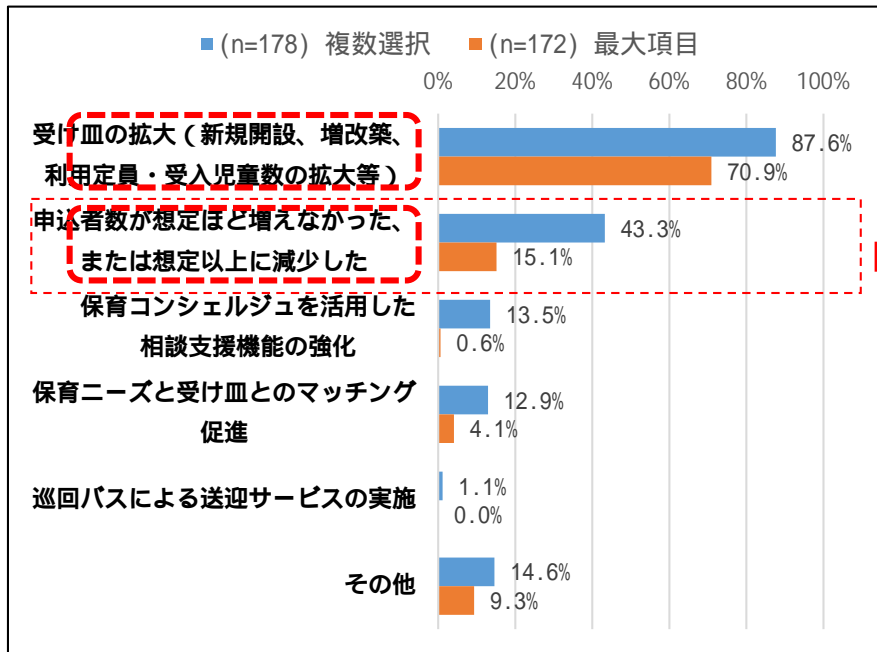
待機児童数が減少した要因

令和3年の待機児童数が前年から10人以上減少した自治体（180）に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、**受け皿の拡大（87.6%）**のほか、**申込者数が想定を下回った（43.3%）**ことが多くあげられている。

申込者数が想定を下回った理由としては、**新型コロナウイルス感染症を懸念した利用控え（74.0%）**が最も多くあげられている。

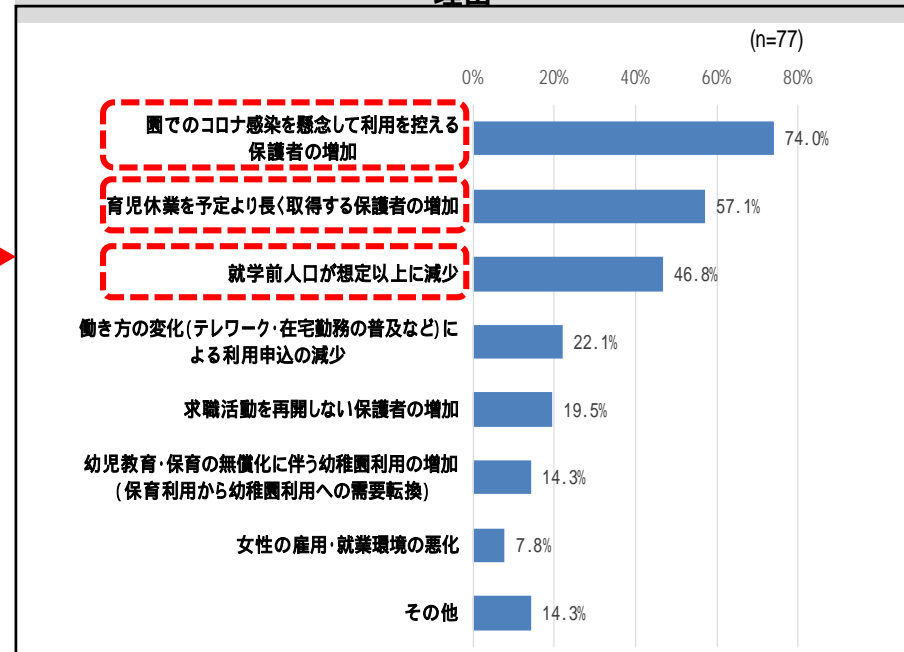
このほかの理由としては、「育児休業を長く取得する保護者の増加（57.1%）」や、「就学前人口が想定以上に減少（46.8%）」が多くなっている。

待機児童数が減少した要因



備考）令和3年の待機児童が前年（令和2年）から10人以上減少した自治体に対してその要因を尋ねた結果

申込者数が想定ほど増えなかった、または想定以上に減少した理由



備考）左のグラフにおいて「申込者数が想定ほど増えなかった、または想定以上に減少した」を選択した自治体に尋ねた結果

待機児童解消に向けた取組の状況について

〔保育の申込者数、待機児童数の状況〕

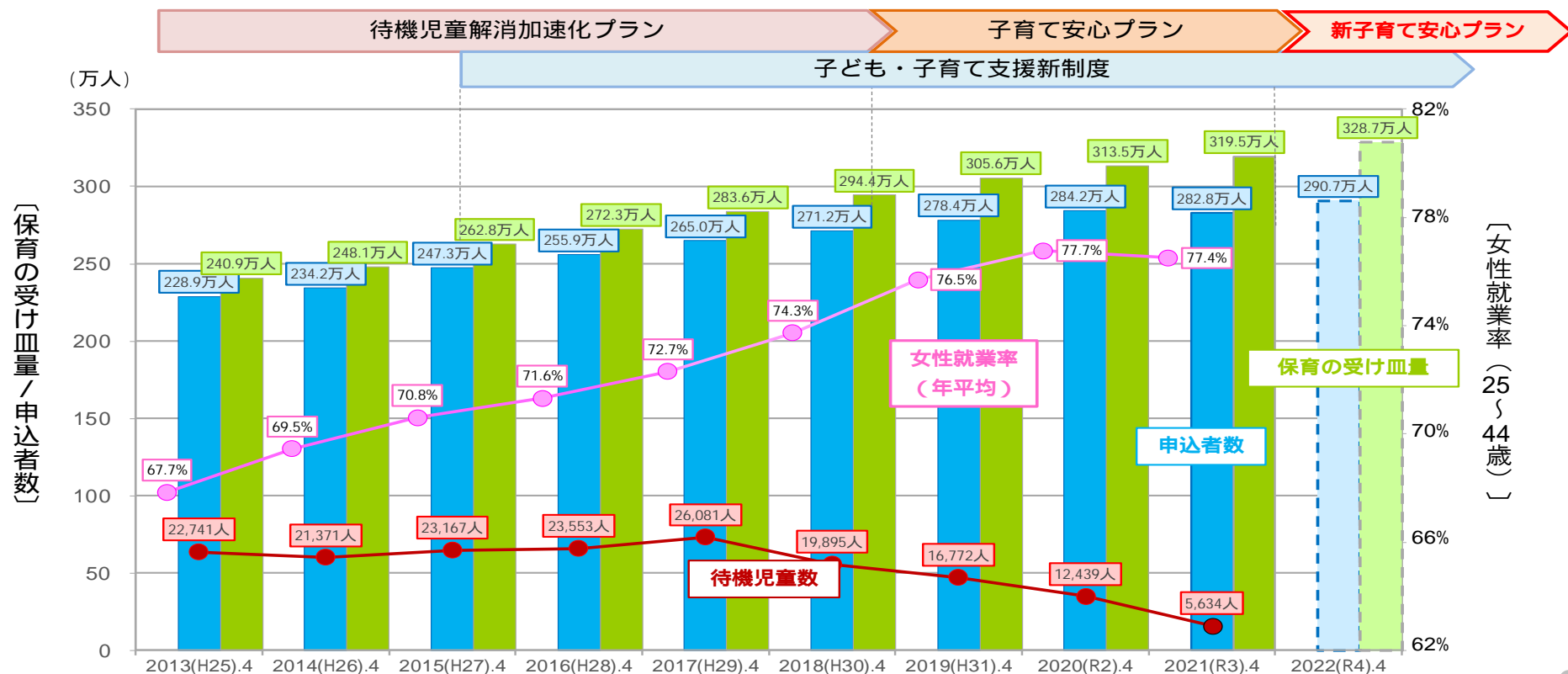
女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、**令和2年の女性就業率は減少（77.4%）**に転じており、これに伴い**申込者数が減少**している。2021（令和3）年4月時点の申込者数は約282.8万人で、昨年度と比較して減少（約1.4万人減）。

2021（令和3）年4月時点の待機児童数は、**5,634人となり、調査開始以来3年連続で最少**となる調査結果。2017（平成29）年の26,081人から、**4年で20,447人減少し、待機児童数は約5分の1に**。

〔保育の受け皿拡大の状況〕

「**新子育て安心プラン**」による保育の受け皿拡大量は、令和3年4月調査における市区町村の受け皿拡大量見込みを積み上げると、**2021～2024（令和3～6）年度末までの4年間で約14万人分が拡大する見込み**となっている。

令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込み等を踏まえながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。



保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 （新型コロナウイルス感染症対策）

（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和2年度第3次補正予算額 1億円）

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 及び の合計 1施設当たり

| | |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員 19人以下 | 300千円以内 |
| (2) 定員 20人以上59人以下 | 400千円以内 |
| (3) 定員 60人以上 | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国 1 / 2、市区町村等 1 / 2



男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

「新子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備

「新・放課後子ども総合プラン」の実施

育児休業、経営者・管理職の意識行動変革や事業主の取組を促す仕組み

「新・放課後子ども総合プラン」の実施

<これまでの取組>

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成30年9月に厚生労働省と文部科学省の共同で「新・放課後子ども総合プラン」を策定。

【新・放課後子ども総合プラン】に掲げる目標

放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人 約152万人）。

全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。

両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

<現状・数値目標等の進捗状況>

目標達成期間は2019年度から2023年度までの5年間。把握している「最新の数値」（2020年7月1日）の時点で約1年が経過。

放課後児童クラブの登録児童数は、2019年から2020年までの1年間で11,701人増加しているが、目標達成のために「最新の数値」の時点で必要な増加児童数として算出した8.3万人（「新・放課後子ども総合プラン」で定める2021年度末までの登録児童数の目標値を単純平均したもの）を下回っている。

また、待機児童数については、放課後児童クラブの受け皿整備が進んだことや、コロナ禍で在宅勤務が増加したこと等に伴い、登録児童数が例年より増加しなかったこと等により、前年比2,266人減少したが、未だに待機児童数は多い状況となっている。

放課後子供教室については、前年比1,229教室減少している。これは、放課後子供教室が多様な地域住民の参画を得て行う取組であるため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から年間を通して事業の実施を中止したこと等が考えられる。

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施している状況としては、

- ・ 放課後子供教室と一体的に実施している放課後児童クラブ数は前年比196か所増加
- ・ 放課後子供教室と連携して実施している放課後児童クラブ数は前年比14か所減少している。放課後児童クラブ数は、前年比744か所増加しているが、放課後子供教室は上記のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から年間を通して事業の実施を中止したこと等が考えられることから、連携して実施している放課後児童クラブ数は減少しているものと考えられる。

<関連するデータ>

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査

| | 2020年7月1日 | 2019年5月1日 | 増減数 |
|--------------------------------|------------|------------|----------|
| 放課後児童クラブ数 | 26,625か所 | 25,881か所 | +744か所 |
| のうち放課後子供教室と連携して実施している放課後児童クラブ数 | 8,991所 | 9,005か所 | 14か所 |
| のうち一体的に実施している放課後児童クラブ数 | 5,557か所 | 5,361か所 | +196か所 |
| 利用定員数 | 1,453,579人 | 1,382,973人 | +70,606人 |
| 登録児童数 | 1,311,008人 | 1,299,307人 | +11,701人 |
| 待機児童数 | 15,995人 | 18,261人 | 2,266人 |

（ ）数値の推移については、6頁の資料を参照。

| | 2020年11月 | 2019年11月 | 増減数 |
|----------|----------|----------|---------|
| 放課後子供教室数 | 18,031教室 | 19,260教室 | 1,229教室 |

（ ）文部科学省調べ（国庫補助の活用による事業実施の申請があった教室の数）

放課後児童クラブのニーズ把握に関する調査研究（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によれば、「サービス（放課後児童クラブ）の内容について、「満足」・「どちらかという満足」と回答した利用世帯が、約85%。

地域学校協働活動の実施状況アンケート調査報告書によれば、放課後子供教室等の地域学校協働活動をコーディネートする体制（地域学校協働本部）による効果として、「子供たちのコミュニケーション能力の向上につながった」と回答した学校の割合は約90%。

<今後の課題と取組方針>

待機児童数は、前年比2,266人減少したものの、15,995人と多数となっている。女性就業率の更なる向上に備えるためにも、待機が発生する要因を見極めつつ、引き続き各自治体による整備等に対して支援を進める。

放課後子供教室と一体的に実施する放課後児童クラブ数の増加数が伸びない要因としては、実施した場合のメリットや連携方法が分からない等の理由が考えられる。このため、令和3年度に厚生労働省において文部科学省の協力を得ながら調査研究事業を実施し、調査結果や事例等を横展開することにより、実施の促進を図る。

背景・課題

現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年)

放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人 約152万人)

全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。

両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

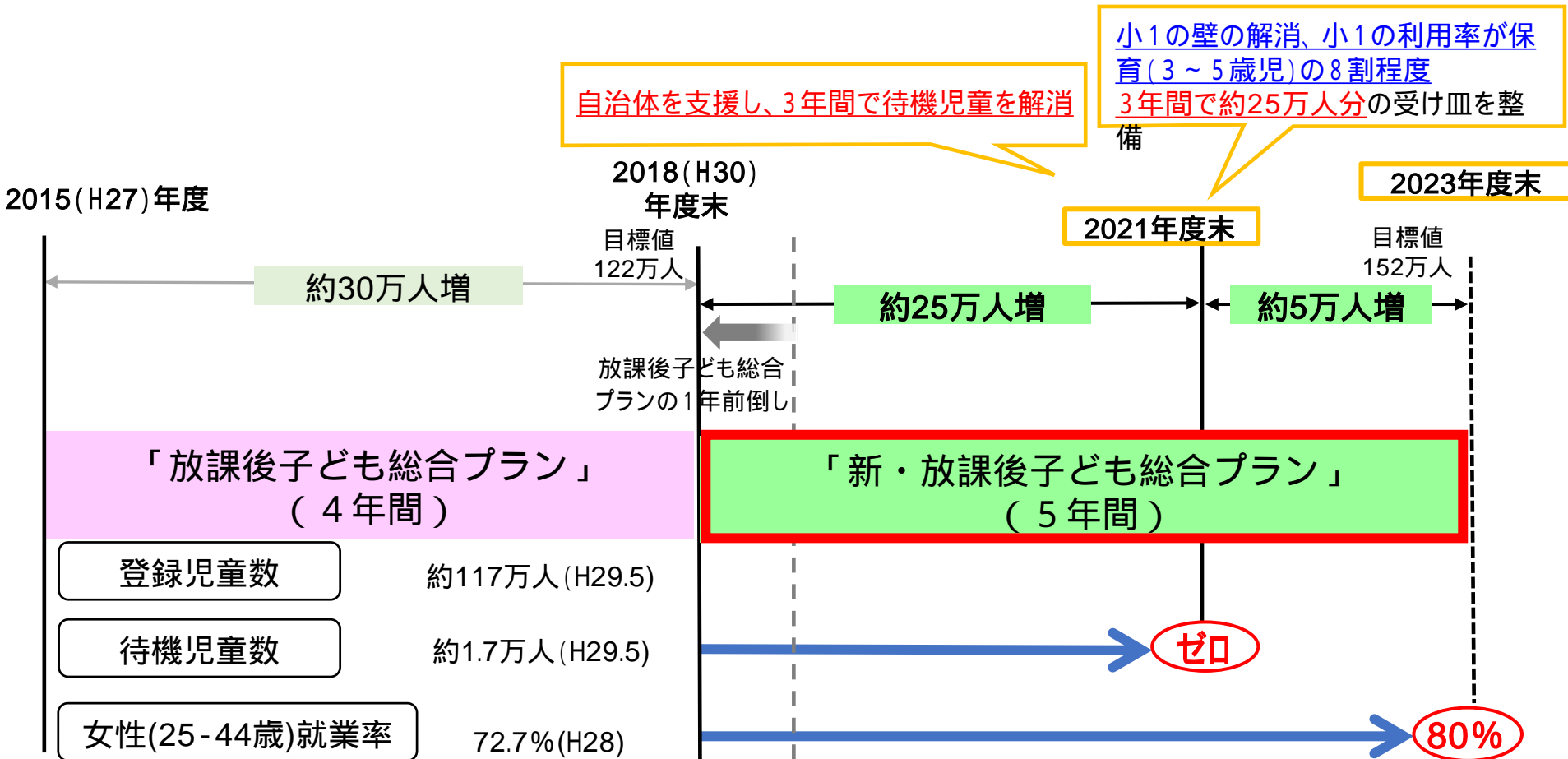
放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人 152万人



「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)

趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

目標等

【4つの推進方策】

市町村行動計画等に基づく計画的な整備

学校施設の徹底活用

共通プログラムの充実

総合教育会議の活用

による総合的な
放課後対策の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人 約152万人）

全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。



両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

| 趣旨 | すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施 | 共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供 |
|---------------|--|---|
| 2021年度予算額 | 68億円の内数 | 1,091.7億円 |
| 実施数 | 18,031教室  | 26,625か所  |
| 一体型 | 5,557か所 | |
| 登録児童数 | 1,311,008人 | |
| 新規開設分の小学校での割合 | 58% (4,541か所のうち2,622か所) | |
| 実施場所 | 小学校 70.9%、その他（公民館、中学校など）29.1% | 小学校 53.6%、その他（児童館、公的施設など）46.4% |

放課後子供教室の教室数は令和2年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和2年7月時点の数値を記載

令和3年4月時点更新

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体型の例

【新・放課後子ども総合プラン】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

放課後児童クラブ

- 、原則、年間250日以上開設（要件）
- 、遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- 、支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- 、共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

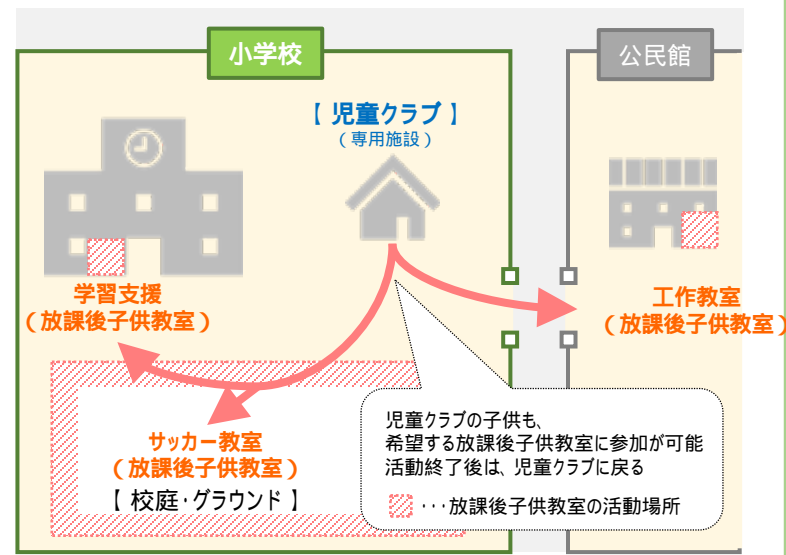
放課後子供教室（地域学校協働活動）

- 、地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- 、学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- 、地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- 、すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した一体型のイメージ

、同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加できる

| 小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所) | | 小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所) | |
|-------------------------------|---------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 月 | | 月 | 実施なし |
| 火 | | 火 | 実施なし |
| 水 | 15:30～18:30 | 水 | 15:30～17:30 グラウンド 余裕教室 |
| 木 | 学校敷地内 専用施設 | 木 | (毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援 |
| 金 | | 実施なし | |
| 土 | 08:30～18:30 | 土 | 10:00～12:00 公民館 (隣接) |
| 日 | 実施なし | 日 | (毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室 |



放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項 平成10年4月施行

平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

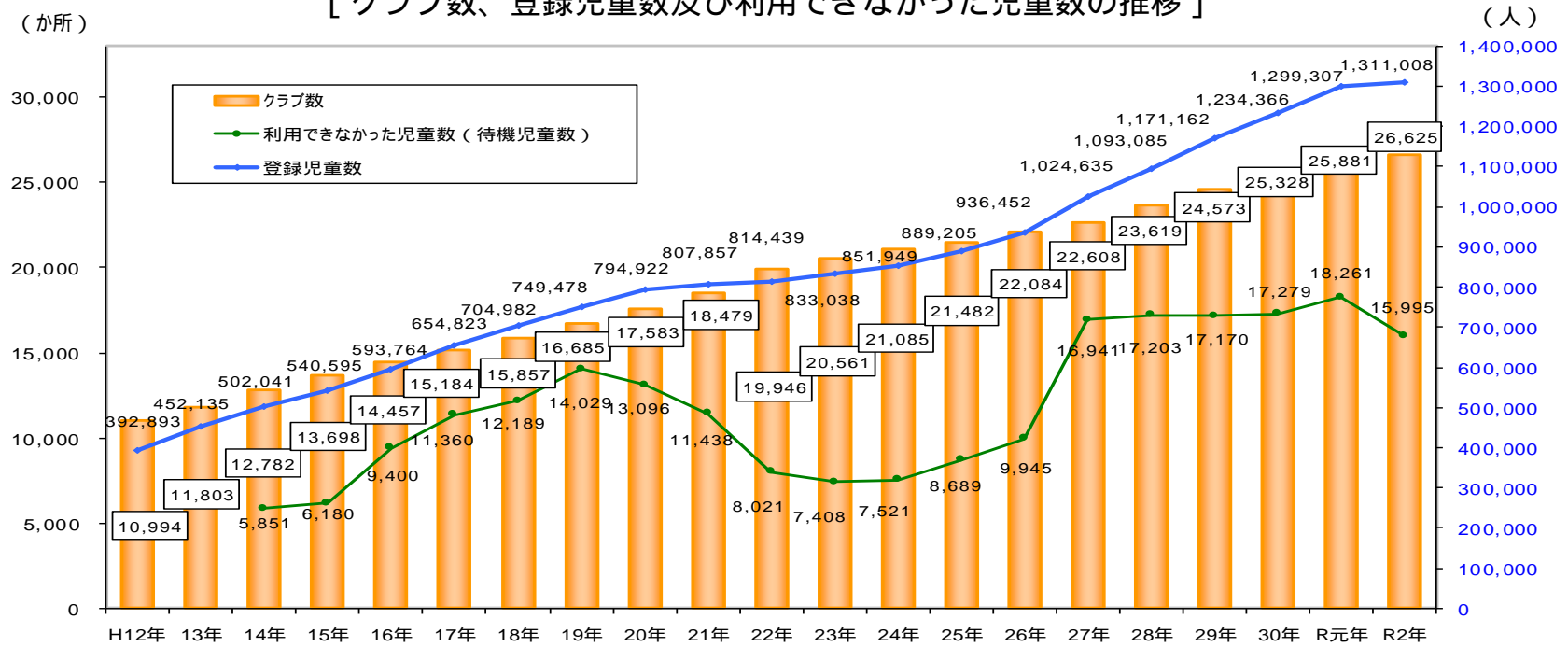
【現状】（令和2年7月現在）

| | |
|--------------------|------------|
| クラブ数 | 26,625か所 |
| (参考 全国の小学校) | 9,011校 |
| 支援の単位数 | 34,577単位 |
| 登録児童数 | 1,311,008人 |
| 利用できなかった児童数（待機児童数） | 15,995人 |

【今後の展開】

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



5月1日現在 (令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

放課後児童クラブ等における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

令和3年度予算

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

| | |
|-------|---|
| 補助基準額 | <ul style="list-style-type: none">・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助 「1支援・1日当たり、計32,000円の申請が可能・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助 「1支援・1日当たり、計62,000円の申請が可能 その他小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児や医療的ケア児を受け入れる場合の補助あり 保護者負担は求めないこととする |
| 補助率 | 国1/3 |

放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

| | |
|-------|--------------|
| 補助基準額 | 1人・1日当たり500円 |
| 補助率 | 国1/3 |

ファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援

小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用について財政支援を行う。

| | |
|-------|----------------|
| 補助基準額 | 1日・1人当たり6,400円 |
| 補助率 | 国1/3 |

地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和2年度第3次補正予算 65億円の内数)

【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

物品等の例:手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【補助基準額】 と の合計

(1) 1支援の単位当たり

利用定員19人以下 300千円、利用定員20人以上59人以下 400千円、利用定員60人以上 500千円

(3) 1か所当たり 事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円、利用定員20人以上59人以下 200千円、利用定員60人以上 250千円

(2)、(4)~(10) 1か所等当たり 300千円

(5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3

（子ども・子育て支援交付金）

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図る。

1. 事業の趣旨・内容

ICT化の推進

利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

3. 補助基準額

1 か所等当たり 500千円

放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

4. 実施主体

市区町村

5. 補助率

国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3